

平成29年9月21日
(第6回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第	1号	美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部 改正について	----- 1
議案第	2号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	----- 2
議案第	3号	過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の 一部改正について	----- 3
議案第	4号	美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正について	----- 4
議案第	5号	美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について	----- 5
議案第	6号	平成29年度美瑛町一般会計補正予算について	----- 6~20
議案第	7号	教育委員会委員の任命について	-----21
議案第	8号	請負契約の締結について	-----22
議案第	9号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	-----23
議案第	10号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	-----24
議案第	11号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	-----25
認定第	1号	平成28年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について	-----26
認定第	2号	平成28年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	-----27
認定第	3号	平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	-----28
認定第	4号	平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	-----29
認定第	5号	平成28年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	-----30
認定第	6号	平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	-----31
認定第	7号	平成28年度美瑛町水道事業会計決算の認定について	-----32
認定第	8号	平成28年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について	-----33
報告第	1号	専決処分について	-----34
報告第	2号	債権の放棄について	-----35

議案第1号

美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 について

美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和37年美瑛町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基き、勤務実績の不良なことが明らかな場合に限るものとする」を「指導その他の任命権者の定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が不良なことが明らかな場合でなければならない」に改め、同条第2項中「任命権者が」を「任命権者は」に、「休職する場合においては」を「休職する場合は」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、指導その他の任命権者の定める措置を行ったにもかかわらず、なお適格性を欠くことが明らかな場合でなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料の特例措置）

- 6 町長及び副町長の給料月額は、平成29年10月1日から平成29年10月31日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める額に、町長にあつては100分の80を、副町長にあつては100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

議案第3号

過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
改正について

過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
を改正する条例

過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成2年美瑛町
条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条中「及び第4条」を削る。

第7条本文中「第3条から第5条までの規定により」を削り、「当該課税免除
等」を「その決定」に改め、同条第1号中「から」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

美瑛町農業技術研修センター条例の一部改正について

美瑛町農業技術研修センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町農業技術研修センター条例の一部を改正する条例

美瑛町農業技術研修センター条例（平成11年美瑛町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条第2項関係）

農畜産物加工研修室使用料

区分	使用料（加工原料1kg当たり）
牛乳	30円
畜肉（燻煙）	300円
畜肉（非燻煙）	200円
その他農産物	50円

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

議案第5号

美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について

美瑛町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

美瑛町定住促進住宅条例（平成25年美瑛町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1東町住宅2号室の項の次に次のように加える。

寿町住宅1号室	美瑛町寿町3丁目1番25号
---------	---------------

別表第2東町住宅2号室の項の次に次のように加える。

寿町住宅1号室	40,000円
---------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

平成29年度 美瑛町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度美瑛町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,221,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		921,894	5,130	927,024
	2 国庫補助金	415,235	5,130	420,365
14 道支出金		943,533	692	944,225
	2 道補助金	638,462	692	639,154
15 財産収入		63,545	15,474	79,019
	1 財産運用収入	41,842	4,000	45,842
	2 財産売却収入	21,703	11,474	33,177
16 寄附金		19,138	7,976	27,114
	1 寄附金	19,138	7,976	27,114
17 繰入金		320,981	34,000	354,981
	1 繰入金	320,981	34,000	354,981
18 繰越金		75,719	11,028	86,747
	1 繰越金	75,719	11,028	86,747
20 町債		1,325,600	40,900	1,366,500
	1 町債	1,325,600	40,900	1,366,500
歳入合計		10,106,200	115,200	10,221,400

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,665,783	14,032	1,679,815
	1 総務管理費	1,632,876	14,032	1,646,908
3 民生費		963,123	△1,419	961,704
	1 社会福祉費	513,575	645	514,220
	2 児童福祉費	449,548	△2,064	447,484
4 衛生費		1,002,233	119	1,002,352
	1 保健衛生費	756,524	119	756,643
7 商工費		595,935	64,483	660,418
	2 文化スポーツ振興費	121,316	64,483	185,799
8 土木費		1,282,275	33,592	1,315,867
	2 道路橋梁費	508,998	14,600	523,598
	4 都市計画費	671,584	12,992	684,576
	5 住宅費	79,700	6,000	85,700
10 教育費		685,389	△3,583	681,806
	1 教育総務費	221,626	△1,996	219,630
	2 小学校費	369,166	△1,229	367,937
	3 中学校費	61,221	△358	60,863
12 諸支出金		487,685	7,976	495,661
	1 普通財産取得費	19,455	7,976	27,431
歳 出	合 計	10,106,200	115,200	10,221,400

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
町民プール建設事業	平成30年度	事業費 749,000千円

第 3 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
辺地対策事業	13,000	証書借入 又は 発券	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	13,300	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
朗根内上俵真布線道路整備事業	(11,100)				(11,400)			
過疎対策事業	1,021,100	証書借入 又は 発券	3.0% 以内	"	1,061,700	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
町民プール建設事業	(11,800)				(42,500)			
スクールバス整備事業	(5,900)				(3,500)			
美馬牛駅前広場整備事業	(0)				(12,300)			
合 計	1,325,600				1,366,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
13		国庫支出金	921,894	5,130	927,024
	2	国庫補助金	415,235	5,130	420,365
		1 総務費補助金	68,424	3,790	72,214
		2 民生費補助金	12,196	270	12,466
		5 土木費補助金	271,687	590	272,277
		6 教育費補助金	61,144	480	61,624
14		道支出金	943,533	692	944,225
	2	道補助金	638,462	692	639,154
		1 総務費補助金	2,475	165	2,640
		3 衛生費補助金	20,501	527	21,028
15		財産収入	63,545	15,474	79,019
	1	財産運用収入	41,842	4,000	45,842
		1 財産貸付収入	40,148	4,000	44,148
	2	財産売払収入	21,703	11,474	33,177
		1 不動産売払収入	21,702	11,474	33,176
16		寄附金	19,138	7,976	27,114
	1	寄附金	19,138	7,976	27,114
		1 寄附金	19,138	7,976	27,114
17		繰入金	320,981	34,000	354,981
	1	繰入金	320,981	34,000	354,981
		1 繰入金	320,981	34,000	354,981
18		繰越金	75,719	11,028	86,747
	1	繰越金	75,719	11,028	86,747
		1 繰越金	75,719	11,028	86,747
20		町債	1,325,600	40,900	1,366,500
	1	町債	1,325,600	40,900	1,366,500
		5 商工債	107,300	30,700	138,000
		6 土木債	309,800	12,600	322,400
	7 教育債	225,100	△2,400	222,700	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	3,790	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3,290 2 地方創生推進交付金 500
1 社会福祉費補助金	270	1 障害者総合支援事業費補助金
2 道路橋梁費補助金	590	1 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金
1 教育総務費補助金	480	1 へき地児童生徒補助金
1 総務管理費補助金	165	1 地域づくり総合交付金
2 保健指導費補助金	527	1 北海道地域自殺対策強化事業補助金
2 建物貸付収入	4,000	1 公共建物貸付料
1 土地売払収入	11,474	1 土地売払収入
1 寄附金	7,976	1 まちづくり寄附金
1 繰入金	34,000	1 公共施設等整備基金繰入金
1 繰越金	11,028	1 前年度繰越金
2 文化スポーツ振興債	30,700	1 文化スポーツ振興債 (1) 過疎対策 町民プール建設事業債
1 道路橋梁債	300	1 道路橋梁債 (1) 辺地対策 朗根内上俵真布線道路整備事業債
2 都市計画債	12,300	1 都市計画債 (1) 過疎対策 美馬牛駅前広場整備事業債
1 教育総務債	△2,400	1 教育総務債 (1) 過疎対策 スクールバス整備事業債

(歳出)

2	1	2	6	10	12	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
										特定財源	一般財源
						総務費	1,665,783	14,032	1,679,815	7,455	6,577
						総務管理費	1,632,876	14,032	1,646,908	7,455	6,577
						一般管理費	66,214	3,487	69,701		3,487
						情報管理費	82,582	3,559	86,141	国庫支出金 3,290	269
						災害対策費	32,037	330	32,367	道支出金 165	165
						諸 費	83,640	6,656	90,296	財産収入 4,000	2,656

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役 務 費	3,487	1 みんなで歩むまちづくり (1) 一般管理事業 通信運搬費 (物)	3,487 3,487 (3,487)
13 委 託 料	3,559	1 みんなで歩むまちづくり (1) 社会保障・税番号制度システム整備事業 業務委託 (物)	3,559 3,559 (3,559)
18 備品購入費	330	1 安全・安心なまちづくり (1) 防災活動事業 備品購入費 (物)	330 330 (330)
8 報 償 費	2,611	1 みんなで歩むまちづくり (1) 地域情報通信基盤管理運営事業	6,656 4,000
12 役 務 費	45	維持補修工事 (事)	(4,000)
15 工事請負費	4,000	(2) まちづくり寄附管理事業 報償 (物) 手数料 (物)	2,656 (2,611) (45)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	963,123	△1,419	961,704	270	△1,689
	1	社会福祉費	513,575	645	514,220	270	375
		3 障害者福祉費	353,906	645	354,551	国庫支出金 270	375
	2	児童福祉費	449,548	△2,064	447,484		△2,064
		2 保育所費	172,210	△1,145	171,065		△1,145
		3 へき地保育所費	66,837	△919	65,918		△919
	4		衛生費	1,002,233	119	1,002,352	527
1		保健衛生費	756,524	119	756,643	527	△408
		2 保健指導費	21,803	0	21,803	道支出金 527	△527
4 保健センター費		6,069	119	6,188		119	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役 務 費	100	1 とともに支え合うまちづくり	645
		(1) 障害者福祉管理事業	540
13 委 託 料	540	保守・管理委託 (物)	(540)
		(2) 障害者自立支援給付費	105
19 負担金補助 及び交付金	5	通信運搬費 (物)	(100)
		負担金 (補)	(5)
11 需 用 費	174	1 とともに支え合うまちづくり	△1, 145
		(1) 保育センター管理運営事業	△1, 145
13 委 託 料	△1, 319	修繕料 (維)	(174)
		運営委託 (物)	(△1, 319)
13 委 託 料	△919	1 とともに支え合うまちづくり	△919
		(1) へき地保育所管理運営事業	△919
		運営委託 (物)	(△919)
11 需 用 費	119	1 とともに支え合うまちづくり	119
		(1) 保健センター管理運営事業	119
		修繕料 (物)	(119)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
7		商 工 費	595,935	64,483	660,418	64,700	△217
	2	文化スポーツ振興費	121,316	64,483	185,799	64,700	△217
	3	町民センター費	19,319	△265	19,054		△265
	7	保健体育施設費	62,672	64,748	127,420	地方債 30,700 繰入金 34,000	48
8		土 木 費	1,282,275	33,592	1,315,867	13,690	19,902
	2	道路橋梁費	508,998	14,600	523,598	890	13,710
	1	道路維持修繕費	82,040	13,700	95,740		13,700
	2	道路新設改良費	110,547	900	111,447	国庫支出金 590 地方債 300	10
	4	都市計画費	671,584	12,992	684,576	12,300	692
	3	公園費	109,228	12,992	122,220	地方債 12,300	692
	5	住宅費	79,700	6,000	85,700	500	5,500
	1	住宅管理費	44,376	6,000	50,376	国庫支出金 500	5,500

(一般会計)

(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	△265	1 まちを動かす人づくり (1) 町民センター施設改修事業 改修工事 (事)	△265 △265 (△265)
9 旅 費	45	1 まちを動かす人づくり (1) 町民プール建設事業	64,748 64,748
13 委 託 料	691	職員旅費 (事) 整備・事業委託 (事)	(45) (691)
15 工事請負費	64,012	建設工事費	(64,012)
11 需 用 費	6,200	1 安全・安心なまちづくり (1) 道路維持修繕事業	13,700 13,700
15 工事請負費	7,500	修繕料 (維) 維持補修工事 (維)	(6,200) (7,500)
22 補償補填及 び賠償金	900	1 安全・安心なまちづくり (1) 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業 補償金 (事)	900 900 (900)
15 工事請負費	10,400	1 安全・安心なまちづくり (1) 美馬牛駅前広場整備事業	12,992 12,992
17 公有財産購 入費	2,592	整備工事 (事) 用地購入費 (事)	(10,400) (2,592)
11 需 用 費	6,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 町営住宅管理事業 修繕料 (維)	6,000 6,000 (6,000)

10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	685,389	△3,583	681,806	△1,920	△1,663
1	教育総務費	221,626	△1,996	219,630	△1,920	△76
5	通学自動車 運行費	55,925	△1,996	53,929	国庫支出金 480 地方債 △2,400	△76
2	小学校費	369,166	△1,229	367,937		△1,229
1	学校管理費	342,131	△1,229	340,902		△1,229
3	中学校費	61,221	△358	60,863		△358
1	学校管理費	45,672	△358	45,314		△358
12	諸支出金	487,685	7,976	495,661	7,976	
1	普通財産取 得費	19,455	7,976	27,431	7,976	
8	丘のまちび えいまちづ くり基金費	19,137	7,976	27,113	寄附金 7,976	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 備品購入費	△1,996	1 まちを動かす人づくり (1) スクールバス整備事業 車両購入費 (事)	△1,996 △1,996 (△1,996)
11 需用費	△600	1 まちを動かす人づくり (1) 休校舎維持管理事業 光熱水費 (物)	△1,229 △883 (△600)
13 委託料	△283	保守・管理委託 (物)	(△283)
15 工事請負費	△346	(2) 小学校遊具改修事業 改修工事 (事)	△346 (△346)
15 工事請負費	△358	1 まちを動かす人づくり (1) 各中学校施設改修事業 改修工事 (事)	△358 △358 (△358)
25 積立金	7,976	1 みんなで歩むまちづくり (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 積立金 (積)	7,976 7,976 (7,976)

議案第7号

教育委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

住 所 美瑛町西町1丁目3番19号
氏 名 小 杉 英 紀
生年月日 昭和38年3月24日生

議案第 8 号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 21 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契 約 先
白金インフォメーションセンター改修工事	指名競争入札による落札	円 74,358,000	新栄・大創経常建設共同企業体 代表者 美瑛町丸山1丁目7番6号 有限会社 新栄建設 代表取締役 山本 正

(参考資料)

工事内容	工 期	そ の 他
鉄筋コンクリート造 延床面積 674.4 m ² 建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、屋根・外壁塗装 各一式	自 本契約の翌日 至 平成 30 年 2 月 28 日	入札指名業者名 1. 荒井建設 株式会社 2. 株式会社 清水組 3. 新栄・大創経常建設共同企業体 4. 株式会社 廣野組 5. 株式会社 盛永組 第 1 回目落札 (落札率 97.8%)

議案第9号

北海道市町村総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第10号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 11 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 21 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する
規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

認定第1号

平成28年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度美瑛町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第2号

平成28年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度美瑛町国民健康保
険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

認定第3号

平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第4号

平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲



認定第5号

平成28年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

認定第6号

平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度美瑛町公共下水道
事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲



認定第7号

平成28年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度美瑛町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

認定第8号

平成28年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度美瑛町立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

報告第1号

専決処分について

平成29年第2回美瑛町議会定例会において議決（平成29年3月24日）された、請負契約の締結について（議案第39号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成29年8月23日

項目	変更前	変更後
工事名	丸山通り線道路改良舗装工事 (第3工区)	同左
契約金額	88,668,000円	88,722,000円
契約先	美瑛町中町3丁目4番14号 フクハラ建運 株式会社 代表取締役 福原 福博	同左
変更内容		工事数量の確定による増

報告第2号

債権の放棄について

美瑛町の債権管理に関する条例第6条の規定により、平成28年度決算において放棄した債権について下記のとおり報告する。

平成29年9月21日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

内訳

債権の名称 放棄した事由	上水道使用料
居所不明者	2件
	10,290円
破産・倒産	1件
	254,166円
合計	3件
	264,456円

意見書案第5号

高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年9月22日

提出者	議員	角	和	浩	幸
賛成者	議員	福	原	輝	美子
賛成者	議員	佐	藤	晴	観

高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に関する意見書

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処理方法が確立されないまま進められてきたとともに、原子力発電から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分は、10万年間の監視が必要な危険な核廃棄物を安全に保管できるのか等の疑問を残したまま進められている。

日本学術会議は平成24年9月11日、高レベル放射性廃棄物の最終処分の計画について、長期に安定した地層が日本に存在するかどうかについては、科学的根拠の厳密な検証が必要であり、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策の抜本的見直し」を提言している。

このような中、国民への丁寧な説明もないまま、政府は7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分に適した地域を示す「科学的特性マップ」を公表したが、原子力発電をめぐる大局的政策についての合意形成に十分取組まないまま高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定という個別的課題について国民的議論を求めることに、大きな疑念を生じさせるものである。

公表された「科学的特性マップ」において、一部を適地と示された美瑛町の自然豊かで実り多い大地や美しい農村景観は、開拓以来、先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐため、守るべき貴重な財産である。また、北海道においては、豊かで優れた自然環境を将来に引き継ぐ責務として「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」が制定されている。

日本国憲法は、私たちが健康で文化的な生活を営む権利を保障している。人体、自然環境、生態系に壊滅的被害を及ぼすおそれのある核のごみと共存する

ことは、どのような理由であれ決してありえず、私たちはそれを拒否する権利を有している。

よって、国においては、美瑛町を高レベル放射性廃棄物の最終処分適地から除外し、いかなる名目を問わず美瑛町に高レベル放射性廃棄物を持ち込まないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年9月22日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

意見書案第6号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年9月22日

提出者	議員	八	木	幹	男
賛成者	議員	中	村	俱	和
賛成者	議員	野	村	祐	司

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところです。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要請します。

記

1. 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。
2. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年9月22日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿
環境大臣 殿
復興大臣 殿

意見書案第7号

適正な地方財政計画の策定を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年9月22日

提出者	議員	佐藤剛敏
賛成者	議員	角和浩幸
賛成者	議員	桑谷 覺

適正な地方財政計画の策定を求める意見書

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は5月29日、『「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議』を取りまとめ、地方自治体における基金財高が2015年度決算で21兆円の規模になっており、10年前と比較し7.9兆円増加していることなどを理由に、基金残高を地方財政計画へ反映するように求めました。こうした地方の基金残高をめぐっては、内閣総理大臣を議長とする経済財政諮問会議でも同様の議論がされ、6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、「地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する」とされました。

地方自治体では、この間、厳しい財政事情を抱えながら、国を上回る行財政改革を実施する中で、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に応じた医療・介護体制の構築、地域交通の維持などへ財源を捻出してきました。加えて、今後は地方版総合戦略の実行、老朽化する公共施設等の適正な管理・維持などにも取り組む必要がありますし、不慮の自然災害などによる歳出増、不況時の歳入減などにも対応が求められています。

地方財政法（第4条の2）では健全な財政運営のため年度間調整を規定していますが、財源調達に限りがある地方自治体において各種の基金を活用するのは必然ですし、基金は将来の行政需要に対して各自治体における不断の行財政改革による努力によって積み上げられたものであることを理解すべきです。地

方の基金残高が増加していることをもって、これを地方財政計画に反映することは地方を疲弊させるものであり、認められません。

つきましては、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然な政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年9月22日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿

意見書案第8号

北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年9月22日

提出者	議員	野村	祐司
賛成者	議員	八木	幹男
賛成者	議員	大坪	正明

北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

北海道教育委員会は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校減少し、公立高校のない市町村は50と増加しました。2018～2020年度の「公立高等学校配置計画案」でも再編・統合により40校42学級と大規模な削減になっています。

「配置計画」で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

これらを解消するため、「通学費・制服代・教科書代」補助などの制度実施や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校存続に向け努力している自治体は数多くあります。これらは本来、北海道教育委員会が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている北海道教育委員会は、すべての子どもたちに等しく

後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。

昨年度北海道教育委員会は、「新たな高校教育に関する指針」の見直しについて検討し、10月に『新たな高校教育に関する指針』検討報告書を公表しました。しかし、「検討報告書」は依然として「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進めることを基本」としており、地域の要望や実態を全く踏まえたものになっていません。北海道教育委員会は、この「報告書」に基づき来年3月までに「新しい指針」を作成するとしています。これまでの「指針」の問題点を改めず、これまで同様に1学年4～8学級を「望ましい学校規模」、1学級40人に固執すれば、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

1. 北海道教育委員会が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、現在検討している「新しい指針」については、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を抜本的に見直したものとすること。
2. 高校の学級定員を引き下げること。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級とすること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4. 地域の高校を存続させるため「地域キャンパス校」については、北海道教育委員会が検討している「2年連続20人を下回った場合は統廃合する」とする「基準の改悪」をしないこと。また、障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年9月22日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

北海道知事 殿
北海道教育委員会教育長 殿
北海道議会議長 殿

意見書案第9号

教職員の長時間労働是正を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年9月22日

提出者	議員	杉山勝雄
賛成者	議員	野村祐司
賛成者	議員	佐藤剛敏

教職員の長時間労働是正を求める意見書

文部科学省の2016年度「公立小中学校教員の勤務実態調査」結果において、厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5パーセント、中学校57.6パーセントに達することが明らかになりました。また、同年の連合総合生活開発研究所の調査においても、小学校72.9パーセント、中学校86.9パーセントの教員が「過労死レベル」となる超過勤務を行っている過酷な勤務実態が明らかになりました。これでは、教職員がゆとりをもって子どもたちに向き合い、子どもに寄り添った教育を行うことは困難です。この背景には、教職員は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）」により「労働基準法（以下「労基法」という。）」一部適用除外となっているなど法制度の問題や35人以下学級など少人数学級・定数改善が行われていないこと、「学習指導要領」に規定される授業時数が多いことで日課が過密化していること、中学校の過熱化する部活動、加えて「全国学力・学習状況調査」の実施とそれに向けた「学力向上策」などが求められ、教員一人ひとりの業務負担が著しく増加していることなど様々な要因があります。

こうした状況を受け文部科学省は、「学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界がある」として、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、中央教育審議会等での議論が開始されました。一方、政府の「働き方改革」においては、教職員は「給特法」により「労基法」の一部適用除外となっているとして、議論の対象外とされています。

「給特法」制定時の文部科学省「教員勤務状況調査」では、教員の時間外勤務は、週あたり小学校1時間20分、中学校2時間30分、平均1時間48分で、これをもとに約4パーセント（月8時間程度）に相当するとして教職調整額が積算されましたが、現在は「給特法」制定当時と大きく異なり、超過勤務が無制限・無定量となっています。

現在、長時間労働が社会問題化し「働き方改革」が求められている中で、教職員についても、実効性ある超過勤務削減策が急務となっています。

以上のことから、次の事項について意見します。

記

1. 教職員の長時間労働是正に向け、「給特法」の改廃を含め、抜本的な法整備を行うよう国に働きかけること。
2. 当面、現行「給特法・条例」下においては、北海道教育委員会「修学旅行の引率業務に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」における対象業務の拡大や運用の改善など、実効ある超過勤務解消策を早急に講ずるとともに、長期休業期間中の校外研修の保障など、教職員の勤務条件・教育条件の改善を図ること。
3. 部活動を社会教育に移行するよう国に働きかけること。当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年9月22日

美瑛町議会議長 濱田 洋一

北海道知事 殿
北海道教育委員会教育長 殿
北海道議会議長 殿

(別 紙)

平成29年9月22日

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

- 1 市町村議会議員研修（社会保障・社会福祉コース）
 - (1) 目 的 住民の負託に応える議会活動に資する。
 - (2) 派遣場所 滋賀県 全国市町村国際文化研修所
 - (3) 期 間 平成29年10月14日から10月21日
 - (4) 派遣議員 京屋愛子議員

- 2 上川管内町村議会議員研修会
 - (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する。
 - (2) 派遣場所 鷹栖町 たかすメロディーホール
 - (3) 期 間 平成29年10月24日
 - (4) 派遣議員 議会議員

- 3 市町村議会議員研修（地方分権と自治体の行政改革）
 - (1) 目 的 住民の負託に応える議会活動に資する。
 - (2) 派遣場所 滋賀県 全国市町村国際文化研修所
 - (3) 期 間 平成29年10月29日から11月1日
 - (4) 派遣議員 中村俱和議員

- 4 東京美瑛会総会及び交流会
 - (1) 目 的 産業及び文化振興に資する。
 - (2) 派遣場所 東京都 銀座ライオン
 - (3) 期 間 平成29年11月18日から11月19日
 - (4) 派遣議員 濱田洋一議長、角和浩幸議員

平成29年9月22日

美瑛町議会議長 濱田 洋 一 様

総務文教常任委員会委員長 角 和 浩 幸

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事。
(2) 政策調整課の所管に関する事。
(3) 税務課の所管に関する事。
(4) 住民生活課の所管に関する事。
(5) 保健福祉課の所管に関する事。
(6) 教育委員会の所管に関する事。
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。
(8) 監査委員の所管に関する事。
(9) 病院事業に関する事。
(10) 総務文教に関する事。
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成29年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

平成29年9月22日

美瑛町議会議長 濱田 洋一 様

産業経済常任委員会委員長 佐藤 晴 観

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。
(2) 農林課の所管に関する事。
(3) 建設水道課の所管に関する事。
(4) 農業委員会の所管に関する事。
(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成29年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

平成29年9月22日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

議会運営委員会委員長 福 原 輝美子

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成29年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |